

北海道外に居住する アイヌの人々のための 奨学金制度について

北海道外に居住するアイヌの人々が、大学等に進学・在学する場合、平成26年度から無利子の奨学金の借り受けができるよう、(独)日本学生支援機構で検討されています。

なお、アイヌの人々のための奨学金の申込みに当たっては、北海道アイヌ協会が発行する認定書が必要となります。認定書に関することについて以下に説明します。

✦ 奨学金取得までの流れ (予定) ✦



✦ 認定書取得までの流れ ✦



✦ 申請書の入手 ✦

北海道アイヌ協会のホームページから入手できます

申請書の様式はこちらから <http://www.ainu-assn.or.jp/>

また、アイヌ文化振興・研究推進機構アイヌ文化交流センター(東京)でも入手できます。

〒104-0028 東京都中央区八重洲2丁目4-13 ユニゾ八重洲 3階 (電話 03-3245-9831)

申請書の作成

○申請書には家系図、戸籍謄本等の添付資料が必要です

◆家系図

- ・アイヌの血族等であることが確認できるよう作成してください。

◆戸籍謄本、除籍謄本等

- ・アイヌの血族等であることが確認できるよう、先祖の除籍謄本等については可能な限り取得してください。
- ・戸籍謄本、除籍謄本等は、本籍のある市区町村が管理しています。先祖が居住していた市区町村から取得してください。
- ・除籍謄本を取得できない場合、アイヌの血族であることを示す資料が必要となります。

戸籍謄本、除籍謄本等について

- ・戸籍は、本籍や家族関係が記載された公文書で、戸籍謄本は、その内容全部を写したものです。
- ・除籍謄本は、戸籍の全員が死亡や他の戸籍に移ったことで除かれた戸籍の内容全部を写したものです。
- ・戸籍謄本や除籍謄本は、現在電算化が進んでおり、電算化されたものは「全部事項証明（書）」という名称になっています。
- ・戸籍制度が変更になった場合、新たな様式の戸籍が作成されますが、それまでの古い様式の戸籍を「改製原戸籍」といい、「改製原戸籍」の謄本も、先祖をたどる上で必要となる場合があります。
- ・戸籍は本籍のある（あった）市区町村が管理していますので、本籍が移されていれば、それぞれの市区町村から取得する必要があります。
- ・戸籍謄本等の取得に関するお問い合わせは、各市区町村をお願いします。
- ・1通ごとに手数料が必要です。
- ・郵送で取得できます。

○添付書類でアイヌの血族等であることが確認できない場合、北海道アイヌ協会から先祖がアイヌであることについての情報をお尋ねすることがあります。

申請書の提出

申請書の提出先はこちら〒060-0002 札幌市中央区北2条西7丁目 かでる2・7ビル7階
北海道アイヌ協会（電話 011-221-0462） 4月下旬（予定）までにお送りください。

認定書の発行

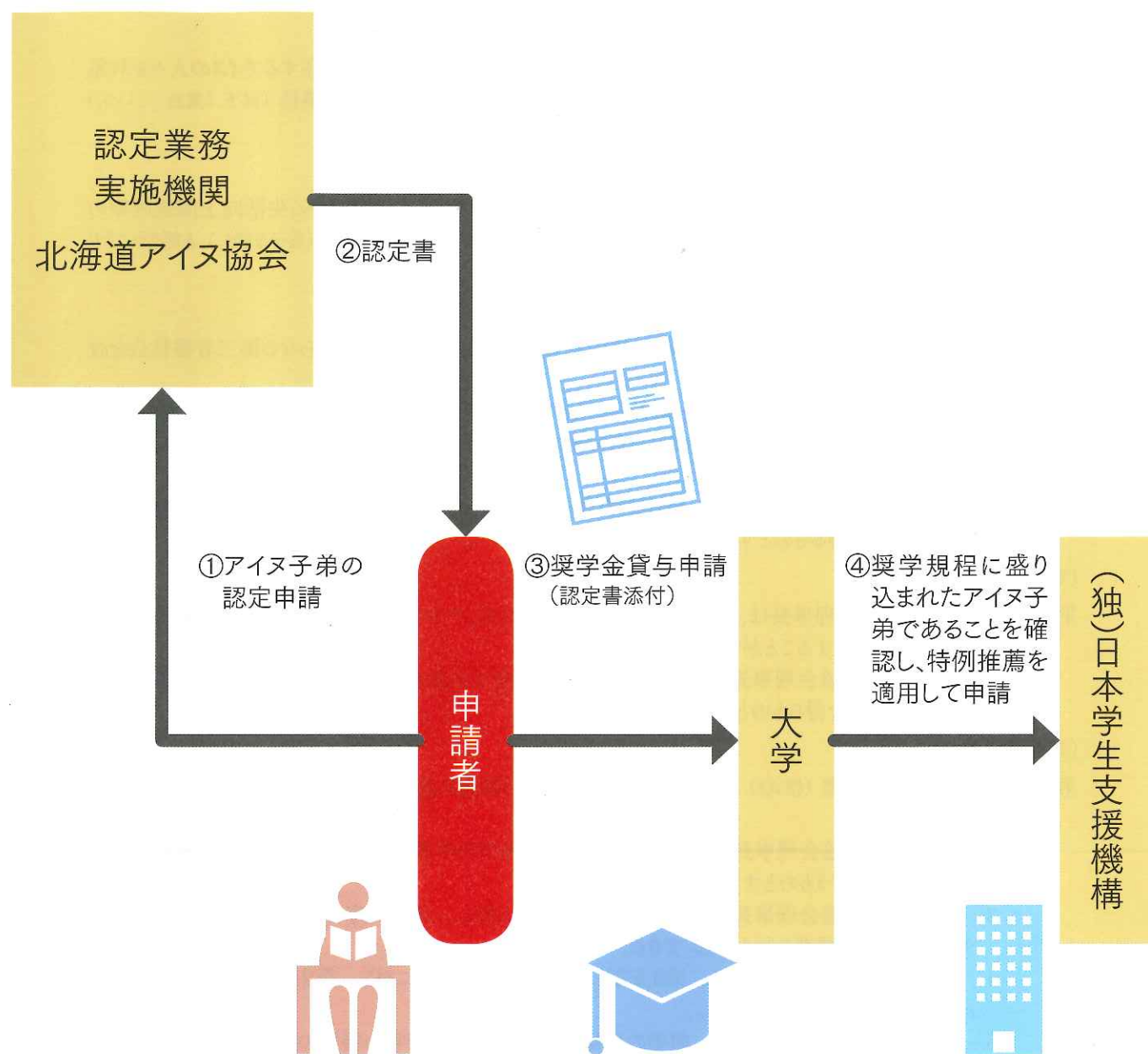
5月上旬（予定）にお送りいたします。認定書は、奨学金の必要書類提出の際、大学に提出することになります。

【参考】奨学金の内容（予定）

		自宅外	自 宅	
無利子奨学金 （第一種奨学金）	国公立大学	月 51,000 円	45,000 円	・ 月額30,000円も選択可能 ・ 卒業後最長20年以内で返還
	私 立 大 学	額 64,000 円	54,000 円	

日本学生支援機構のHP 奨学金の貸与を希望される方へ
<http://www.jasso.go.jp/shougakukin/index.html>

北海道外に居住するアイヌの人々を対象とした奨学金の手続全体のイメージ



認定業務 実施機関の 選定プロセス

- ・認定業務の実施方針(アイヌ政策関係省庁連絡会議申合せ)において、基本事項を決定
- ・認定業務を実施する実施機関については、国土交通省が選定
- ・実施機関として認定業務を行おうとする団体は国土交通省に申請
- ・選定された実施機関は、国土交通省があらかじめ定める準則に従って業務を実施することなどについて国土交通省と合意
- ・実施機関は、実施規則の作成など、体制を整備